

郵便貯金の払い戻しには 期限があります。

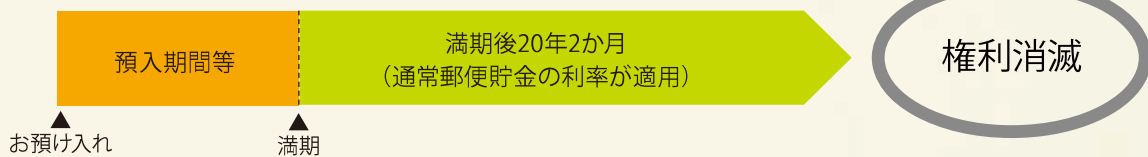


満期を過ぎた郵便貯金の払い戻しのお手続きはお早めに。



平成19年10月1日（郵政民営化）より前に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、**満期後20年2か月経つとお客様の権利が消滅し、払い戻しが受けられなくなります。**

※平成19年10月1日以降お預けいただいた貯金は、権利消滅の対象ではありません。



ご家族にもご確認ください。
郵便貯金をお持ちの方はいらっしゃいませんか？

※満期のお知らせなど重要なお知らせをお届けするため、お引越しの際は、郵便物等の転居届とは別に、郵便貯金証書・通帳の住所変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

残高などの個別のお取引内容に関するお問い合わせは、お近くの郵便局、ゆうちょ銀行の店舗まで。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】

ゆうちょコールセンター 0120-108420 (通話料無料)

受付時間：平日/8:30~21:00、土・日・休日/9:00~17:00

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



郵便貯金の払い戻し手続きのご案内

1 お持ちの郵便貯金証書または通帳の満期をご確認ください。

満期となる時期は次のとおりです。

<定額郵便貯金の場合>

預入の日から起算して10年が経過したとき

<定期郵便貯金の場合>

預入期間が経過したとき

※平成19年10月1日（郵政
民営化）より前にお預けいた
だ定期郵便貯金は全て満期
を過ぎています。

定額郵便貯金は、
お預かり年月日の
10年後が
満期日です。

定額郵便貯金証書（例）



2 満期を過ぎた郵便貯金証書または通帳をお持ちの場合

お近くの郵便局またはゆうちょ銀行店舗にて払い戻し手続きを
お早めにお願いたします。

払い戻し手続きにあたっては、次のものをご持参ください。

<払い戻し手続きに必要なもの>

- 払い戻しのお手続きをされる郵便貯金証書または通帳
- お届け印
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類
(ご住所・お名前・生年月日の入った運転免許証やパスポートなど)

3 郵便貯金証書または通帳の所在がご不明の場合

「郵便貯金の現存照会」をお申し付けください。

「郵便貯金の現存照会」のご請求は、お近くの郵便局またはゆうちょ銀行店舗にて承りますが、調査には若干の期間が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

また、ご請求にあたっては、次のものをご持参ください。

<現存照会の請求に必要なもの>

- ご印章（お届け印以外でも可）
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類
(ご住所・お名前・生年月日の入った運転免許証やパスポートなど)

(上記2、3の手続きとも)

※相続人さまがお手続きされる場合は、名義人さまがお亡くなりになったことおよび請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍謄本の原本が必要です。

※代理人の方がお手続きされる場合は、名義人さまの証明書類に加え、代理人の方の証明書類および名義人さまからの委任状が必要です。